

生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議の 我が国開催に関する関係省庁連絡会議

1. 概要

- (1) 9月30日(火)、生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議の我が国開催に関する関係省庁連絡会議(局長級)が設置され、その第1回会議が外務省において開催された。
- (2) 本件連絡会議は、本年5月に開催された生物多様性条約第9回締約国会議において、同条約第10回締約国会議(COP10)及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議(COP-MOP5)を2010年10月に愛知県名古屋市において開催するとの決定が採択されたことを受け、これらの締約国会議の円滑な開催に向けて、関係省庁の相互の緊密な連携を図るために設置された。

2. 連絡会議の構成

(1) 連絡会議

議長	外務省地球規模課題審議官
副議長	環境省自然環境局長
構成員	内閣官房内閣審議官
	財務省大臣官房審議官
	文部科学省研究振興局長
	厚生労働省大臣官房総括審議官
	農林水産省大臣官房技術総括審議官
	経済産業省製造産業局長
	国土交通省総合政策局長
オブザーバー	生物多様性条約第10回締約国会議支援実行委員会会長

(2) 幹事会

幹事	内閣官房内閣参事官
	財務省大臣官房企画官
	文部科学省研究振興局ライフサイエンス課長
	厚生労働省大臣官房国際課長
	農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長
	経済産業省製造産業局生物化学産業課長
	国土交通省総合政策局環境政策課長
	環境省自然環境局自然環境計画課長
	外務省国際協力局地球環境課長

3. 今後の予定

平成21年度	春	第2回関係省庁連絡会議
	秋	第3回関係省庁連絡会議
平成22年度	春	第4回関係省庁連絡会議
	秋	第5回関係省庁連絡会議
	10月11日～29日	COP10及びCOP-MOP5

第4回世界自然保護会議

1. 概要

IUCN（国際自然保護連合）の4年に1度の会員総会と、それに併せて行われる「世界自然保護フォーラム」の2部構成で行われた。全体テーマは「多様で持続可能な世界」

(1) 日時

平成20年10月5日（日）～14日（火）

(2) 場所

バルセロナ国際会議場（スペイン）

(3) 参加者

IUCNを構成する会員及び科学者等世界各国から8,000人以上が参加。
我が国からは外務省、環境省、水産庁、生物多様性条約第10回締約国会議支援実行委員会およびNGO等から50人以上が参加。

2. 主な結果

(1) SATOYAMAワークショップ（10月7日）

世界自然保護フォーラムのプログラムの一つとして、「SATOYAMA アジアの農山村～人と自然の持続可能な関係～」と題して環境省と(財)日本自然保護協会の共催により開催。約40人の参加者を得て、自然共生社会のあり方として我が国から世界に対して提案する「SATOYAMAイニシアティブ」の普及啓発を図った。

(2) 東アジア保護地域行動計画の改定・翻訳記念イベント（10月8日）

1998年より環境省が政府機関会員として資金を提供している東アジア保護地域プロジェクトにおいて、「東アジア保護地域行動計画」（1996年に釧路で開催された第2回東アジア国立公園・保護地域会議でとりまとめられたもの）を約10年ぶりに改定し、4言語（日・英・中・韓）に翻訳、発行したことを周知するための記念イベントが世界保護地域委員会（WCPA）の主催により行われた。

(3) その他

展示ブース会場が設けられ、我が国からもNGOブースと環境省ブースの2件を出展した。環境省ブースにおいては、我が国の生物多様性保全施策、SATOYAMAイニシアティブ、国立公園等の紹介に加え、生物多様性条約第10回締約国会議支援実行委員会による資料展示等も行い、生物多様性条約第10回締約国会議に向けた我が国の姿勢を積極的にPRした。

生物多様性条約第10回締約国会議に向けた意見交換会

1. 概要

2年後の生物多様性条約COP10開催に向け、行政機関、NGO、研究者、企業など、さまざまな主体の参画連携を図るための意見交換会を次のとおり開催。

- (1) 日 時：10月23日（木）18：00－20：00
- (2) 場 所：環境パートナーシップオフィス（EPO）会議室
- (3) 参加者：103名

2. 主な結果

(1) COP10に向けた取組等に関する話題提供

多様な主体から下記のとおり、COP10に向けた取組等に関する話題提供があった。

①COP10に向けた動き及び環境省の取組

渡邊綱男 環境省 自然環境局自然環境計画課長

②支援実行委員会における準備状況

浅田孝男 COP10支援実行委員会次長

③市民プラットフォームの設立などNGOの動きについて

草刈秀樹 WWF ジャパン 自然保護室次長

道家哲平 IUCN-J

④里山・里海サブグローバル評価について

名執芳博 国連大学高等研究所 上席研究員

⑤GEO/BON（生物多様性観測ネットワーク）の動き

矢原徹一 九州大学大学院理学研究院教授

⑥自然保護協議会の活動

眞下正樹 経団連自然保護協議会 顧問

(2) 意見交換

今後の意見交換・参画連携の体制、COP10に向けて各主体で目指すもの等について活発な意見交換が行われた。

(3) 今後の展開

今回の意見交換を踏まえ、COP10に向けて、自治体や研究者、企業、NGO等と、横断的な意見交換、情報共有を行うため、具体的な枠組み案を検討。

生物多様性総合評価

1. 目的

生物多様性条約第6回締約国会議（COP6）において採択された「2010年までに生物多様性の損失速度を著しく減少させる」という目標の達成評価に貢献し、我が国の生物多様性の状況について国民にわかりやすく伝えるため、我が国における生物多様性の現況及び変化の動向について把握・分析し、科学的知見に基づく総合的な評価を行うことを目的とする。

2. スケジュール

	予定時期	検討内容
第1回検討会	平成20年11月4日	素案の検討
第2回検討会	平成20年12月17日	案の検討
第3回検討会	平成21年2月17日	中間とりまとめ
検討委員査読	平成21年度	総合評価報告書取りまとめ
報告書公表	平成22年5月22日	総合評価報告書公表

3. 検討会委員

氏名	現職
加藤真	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
竹中明夫	独立行政法人国立環境研究所生物圏環境研究領域領域長
中静透	東北大学大学院生命科学研究科教授
中村太士	北海道大学大学院農学研究院教授
松田裕之	横浜国立大学大学院環境情報学府教授
三浦慎悟	早稲田大学人間科学学術院教授
矢原徹一	九州大学大学院理学研究院教授
鷺谷いづみ	東京大学大学院農学生命科学研究科教授

生物多様性企業活動ガイドライン

1. 目的

- (1) 企業が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針となるもの。(国家戦略より抜粋)
- (2) 本ガイドラインは、法律の義務規定の詳細を定めるような規制的なものではなく、自主的取組を促進するための情報提供を目的とするものである。

2. スケジュール

	予定時期	検討内容
第1回検討会	11月10日(月)	論点について
第2回検討会	12月8日(月)	素案の検討
第3回検討会	2月上旬	案の検討
—	3月	パブリックコメントの募集
第4回検討会	4月以降	最終案の検討

3. 検討会委員

氏名	現職
足立直樹	株式会社レスポンスアビリティ 代表取締役
伊沢あらた	アマタ株式会社 ソリューション事業部認証課 課長
可知直毅	首都大学東京 都市教養学部 教授
竹本徳子	株式会社カタログハウス 取締役
田中秀和	住友林業株式会社 山林環境本部 環境経営部長
谷口雅保	日本経団連自然保護協議会企画部会委員 積水化学工業株式会社 CSR部環境経営グループ担当部長
永石文明	NPO法人ヘリテイジ・トラスト 代表理事 立教大学 非常勤講師
日比保史	コンサベーション・インターナショナル ジャパン 代表
牧野和彦	大和証券グループ本社 CSR室 課長代理
満田夏花	財団法人地球・人間環境フォーラム 主任研究員
山田順之	鹿島建設株式会社 環境本部地球環境室課長
吉田正人	IUCN日本委員会 会長 江戸川大学 教授

生物多様性地方戦略手引き作成

1. 目的

(1) 平成 20 年 6 月に施行された生物多様性基本法第 13 条「生物多様性地域戦略の策定等」の中で、都道府県及び市町村の生物多様性地域戦略策定の努力義務が規程された。

(2) 地方公共団体が地域における生物多様性の保全活動の推進に果たす役割は大きく、地域における企業や市民等の取組の促進など、地域の自然的社会的条件に応じた地方公共団体独自の施策を講ずることを促すことが必要である。

このため、地域活動の具体的な指針となる生物多様性地域戦略を、都道府県や政令市等が、地域の自然的社会的特性に応じて策定するための手引き書を作成する。

2. スケジュール

年度	検討内容
平成 20 年度	先進自治体、学識者へのヒアリング実施
	地方公共団体へのアンケート調査実施
	手引き素案の作成
	先進自治体等との意見交換会
	パブリックコメント
平成 21 年度	春策定予定

「いきものみつけ～100万人の温暖化しらべ～」

1. 調査の目的

温暖化により影響を受けていると思われる自然事象を対象として、市民参加の調査によりその確認情報を収集し、身近な自然や生きものに起きている地球温暖化の影響を捉えていくことを目的とする。本事業は、温暖化影響に係るデータ収集を行うとともに、本調査への参加を通じて身近な温暖化問題への気づきを促し、一人ひとりに普段の暮らしの中でCO₂排出削減行動を促進させるものである。

2. 調査の内容と方法

調査項目は、以下の2つである。

<いきものしらべ>

季節ごとに3種類、年間計12種類の自然事象を対象とし、対象種の鳴き声、姿等を確認した日付や場所等の情報をインターネット、携帯電話、郵便またはFAXにより収集する。集まった情報から、対象種ごとに可能な限り前線図や分布図を作成し、過去のデータ（身近な生きもの調査、気象庁の生物季節観測等）と比較するなどして、温暖化による生物季節や分布の変化を捉える。

平成20年度の調査対象事象（7月1日開始）

	夏	秋	冬	春
一般向け	ミンミンゼミの鳴き声が聞こえた日	ヒガンバナの開花日	初氷の観察日	ウグイスの初鳴き日
	ツクツクボウシの鳴き声が聞こえた日	イチョウの黄葉日		フキノトウの初見日
自然愛好家向け	クマゼミの鳴き声が聞こえた日	ススキの出穂日	マガンの初見日	モンシロチョウの初見日
			ジョウビタキの初見日	

<温暖化意識しらべ>

実際にどれくらいの人が身近なところで何に温暖化の影響を感じているかについて、アンケートや自由投稿により収集する。

① 温暖化意識チェック

季節ごとに4問の設問に、「はい」、「いいえ」のいずれかで回答するアンケート。結果は、総合、年代別、都道府県別に見ることができる。

② これって温暖化？

身近なところで実感した温暖化の影響について、200字以内の自由投稿形式で送るもの。結果は、動物、植物、生活、気候、農林水産業、その他の6項目で検索することができる。

3. 調査結果

調査結果は、季節ごとに公式ホームページ等で公表していく。

夏の実施結果の速報を10月16日に発表済み。最終のとりまとめ結果の発表は、12月を予定。

SAToyAMAイニシアティブ推進事業

1. 事業の概要

(1) 里地里山は、特有の生物生息環境としてだけでなく、食料や木材等自然資源の供給、文化の伝承等の観点からも重要な地域である。しかしながら、過疎化・高齢化などにより自然への人為の働きかけが減少し、里地里山の生物多様性は、質と量の両面からの劣化が懸念されている。一方で、里地里山での自然資源の持続的な利用形態は、生物多様性の保全と両立しており、世界の自然共生社会のモデルとなりうるものである。

このことから、重要里地里山の選定、自然資源の利活用等の検討、「SAToyAMA イニシアティブ（持続可能な自然資源管理のモデル構築のための調査・検討とそのモデルの発信）」を内容とする「SAToyAMA イニシアティブ推進事業」を、平成 20 年度から実施しているところである。

(2) このうち、重要里地里山は平成 20 年度に選定する予定であるが、これら地域は他の地域のモデルとなるものであることから、その取組の継続・促進を図っていく必要がある。

(3) また SAToyAMA イニシアティブについては、平成 20 年 5 月に開催された G8 環境大臣会合でその国際的な推進が合意されるとともに、生物多様性条約 COP9 では、環境大臣がその促進を国際社会に表明したところであり、この取組を早急かつ強力に推進していく必要がある。

(4) 上記の理由から本事業を拡充し、重要里地里山への支援と、二次的自然資源管理の国際モデルについての本格的な検討・発信を実施し、世界全体にわたる自然共生社会の構築に貢献していく。

2. 事業計画

- (1) 重要里地里山への支援（平成 21～24 年度）
- (2) 里地里山の自然資源の新たな利活用方策の検討と試行（平成 20～24 年度）
- (3) 多様な主体の参加促進方策の検討・実施（平成 20～24 年度）
- (4) 「全国里地里山行動計画」の検討・策定（平成 20～24 年度）
- (5) 「SAToyAMA イニシアティブ」の検討・提案・発信（平成 20～24 年度）

生物多様性保全推進支援事業

1. 事業の概要

地方公共団体、NGO などから構成される地域生物多様性協議会の活動等に対し、委託を行うとともに、活動等に必要経費の一部を国が交付する。

対象となる活動の事業のメニューは以下のとおり。

- ①野生動植物保護管理対策
- ②外来生物防除対策
- ③重要生物多様性地域保全再生

2. 平成 20 年度採択箇所（総事業費 1 億 9 千万円【うち国費 1 億円】）

	応募団体	事業名
1	財団法人知床財団（北海道）	知床世界自然遺産地域における生物多様性保全事業
2	大崎市（宮城県）	ラムサール条約湿地「蕪栗沼・周辺水田」生物多様性保全事業
3	ムサシトミヨ保全推進協議会（埼玉県）	ムサシトミヨ保護事業
4	千葉県	夷隅川流域における生物多様性保全再生事業
5	石川県	いしかわの里山の生物多様性保全再生事業
6	加賀市（石川県）	かが里山イヌワシの森再生事業
7	敦賀市（福井県）	中池見における湿生希少野生動植物の保全管理ならびに賢明な利活用推進事業
8	千曲市（長野県）	千曲市生物多様性保全事業
9	富士見町（長野県）	富士見町アツモリソウの里環境保全事業
10	愛知県	東三河生物多様性保全事業
11	名古屋市（愛知県）	名古屋ため池生き物いきいき計画事業
12	東近江市（滋賀県）	東近江市ニホンジカ保護管理事業
13	高島市（滋賀県）	たかしま生物多様性保全推進支援事業
14	環境アニメイティッドやお（大阪府）	ニッポンバラタナゴの保護と環境保全
15	いなみ野ため池ミュージアム運営協議会（兵庫県）	ため池生物多様性保全計画
16	豊岡市（兵庫県）	豊岡コウノトリ生息地保全対策事業
17	アルゼンチンアリ対策広域行政協議会（広島県及び山口県）	アルゼンチンアリ防除モデル事業
18	屋久島・ヤクタネゴヨウ調査隊（鹿児島県）	屋久島生物多様性保全再生事業
19	南大東村（沖縄県）	南大東島生物多様性保全再生事業